

駅前エリア、幼稚園（保育園、保育所等の施設を含む）、小中学校、高等学校周辺
や集客力のある商店街や施設周辺等での煙草喫煙禁止条例制定に関する陳情
(生活振興環境委員会付託)

受理番号 第 37 号

受理年月日 平成 23 年 8 月 22 日

付託年月日 平成 23 年 9 月 27 日

陳情者
.

陳情原文 区民の健康や医療関連費用の削減のため、また、区の全体の街の煙草のポイ捨てでの美観景観に対する妨害行為的な喫煙者が多く、しかも東京 23 区内で唯一煙草喫煙禁止エリアの条例が江戸川区の対応がないことに区民としてがっかりしています。さらに別紙資料参照（2011年7月10日付日経新聞記事）でも理解できるようにWHOでも認めている煙草の煙害は、煙草の吸わない人に影響を与える癌要因になっています。また、8月20日付区報でも2頁にわたる記事掲載での癌報道がありました。区は、子供等に対しての医療費を負担していますが、逆に煙害を認めているかのように禁煙の条例がありません。

つきましては、貴議会において、上記の場所、エリア、施設等での煙草の喫煙禁止条例をぜひ、制定するよう下記の通りに陳情致します。

記

- 1 各交通機関の駅前エリア、幼稚園（保育園、保育所等の施設を含む）、小中学校、高等学校（各場所から100m以内エリア）、集客力のある商店街や施設周辺での煙草喫煙禁止条例の制定
上記の学校等の場所から100m以内エリアの提案理由は、煙草業界の協定で、学校等の場所から100m以内エリアに広告板や販売イベント等広告展開を自粛していることによる。
- 2 上記の禁止条例制定に伴い、罰則規定として他の区等でも実施している罰則金（5,000円相当）の徴収を行える行為とその徴収金の利用目的（医療関連費等に充当する等）の条例と、その罰則行為を進言できる職員や委託会社等の条例の制定